

(非公募)

山口市小郡高齢者生きがいセンターさるびあ館

指定管理者候補者審査結果

- 1 施設の名称 山口市小郡高齢者生きがいセンターさるびあ館
- 2 指定の期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日
- 3 指定管理者候補者特定団体名
社会福祉法人山口市社会福祉協議会
会長 原 昌克
山口市上堅小路89番地1
- 4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）
山口市社会福祉協議会は、福祉サービスの向上と市民参加による「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」に向け、地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人である。平成21年度から、小郡高齢者生きがいセンターさるびあ館の管理運営を行っている。
- 5 非公募施設とした理由
近隣の一般高齢者へのデイサービスを主な業務とする、いわゆる地域に密着した施設で、当該地域の住民や利用者で組織し、活動している団体が管理運営を行った方が効率的であり、施設の設置目的を有効に達成できると認められるため。
- 6 審査の経過
仕様書の決定 平成27年 7月13日（月）
指定申請提出期限 平成27年10月 9日（金）
選定委員会による審査 平成27年10月21日（水）
- 7 審査の方法
 - (1) 選定委員会委員
江藤 寛二 健康福祉部長（委員長）
中川 孝 健康福祉部次長
徳本 弘幸 健康増進課長
鈴木 徹行 高齢・障がい福祉課長
今井 宏二 こども家庭課長
 - (2) 提出書類の確認
特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。
 - (3) 特定団体ヒアリング
特定団体に対してのヒアリングについては、指定申請書提出後随時行いました。
 - (4) 審査内容
非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類やヒアリングの内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準〔別紙1〕に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点としました。
また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意

見を付記して審査意見としました。

8 選定結果の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	山口市 社会福祉協議会
利用者の公平性、平等性の確保	20	5	100	73
施設の効用の最大限の発揮	30	5	150	125
施設の管理経費の縮減	10	5	50	25
施設の適切な管理運営を安定して行う能力	30	5	150	86
その他適切な管理運営を行うために必要な事項	10	5	50	44
総計	100	5	500	353

9 審査意見

小郡高齢者生きがいセンターさるびあ館は、高齢者の生きがいの創造の場として、また高齢者と地域社会とのコミュニティ活動推進の場として、大きな役割を果たしています。現行の受託団体である山口市社会福祉協議会は、施設の持っている目的や機能を十分に理解し、これまでの実績や地域との連携をもとに、効率的な管理を行う能力を有しています。

一方で、施設の利用をより促進するための方策について、今後もさらなる検討をしていく必要があると考えます。

以上、総合的に判断して、山口市社会福祉協議会は小郡高齢者生きがいセンターさるびあ館の指定管理者として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

別紙1 指定管理者候補者選定基準

選 定 基 準	配 点
(1) 利用者の公平性、平等性の確保 ①施設の使用許可や利用者からの要望対応が適切に実施できるか。(10) ②事業内容等の中に、一部の市民や団体に対して不当に利用を制限、優遇したりするものはないか。(10)	20
(2) 施設の効用の最大限の発揮 ①施設の設置目的を十分に理解し、その目的に適応した管理運営方針等が提案されているか。(10) ②提案された市民サービス向上のための具体的手法が利用者ニーズに応えたものとなっているか。また、十分な効果が期待できるか。(10) ③利用者の増加を図るための取り組みが提案されているか。(10)	30
(3) 施設の管理経費の縮減 ①提案された管理運営費の内容は適切か。(10)	10
(4) 施設の適切な管理運営を安定して行う能力 ①提案された収支予算書の内容に的確性や実現の可能性はあるか。(8) ②安定的な運営が可能となる人的能力や物的能力があるか。(8) ③利用者の安全確保や緊急時対応の体制や対処方法等を明らかにしているか。(8) ④個人情報の適正な取り扱いが確保される見込みがあるか。(6)	30
(5) その他適切な管理運営を行うために必要な事項 ①地域との連携・協働を図るための取り組みが見込めるか。(5) ②施設周辺の環境整備及び設備等の管理体制は十分であるか。(5)	10
合 計	100